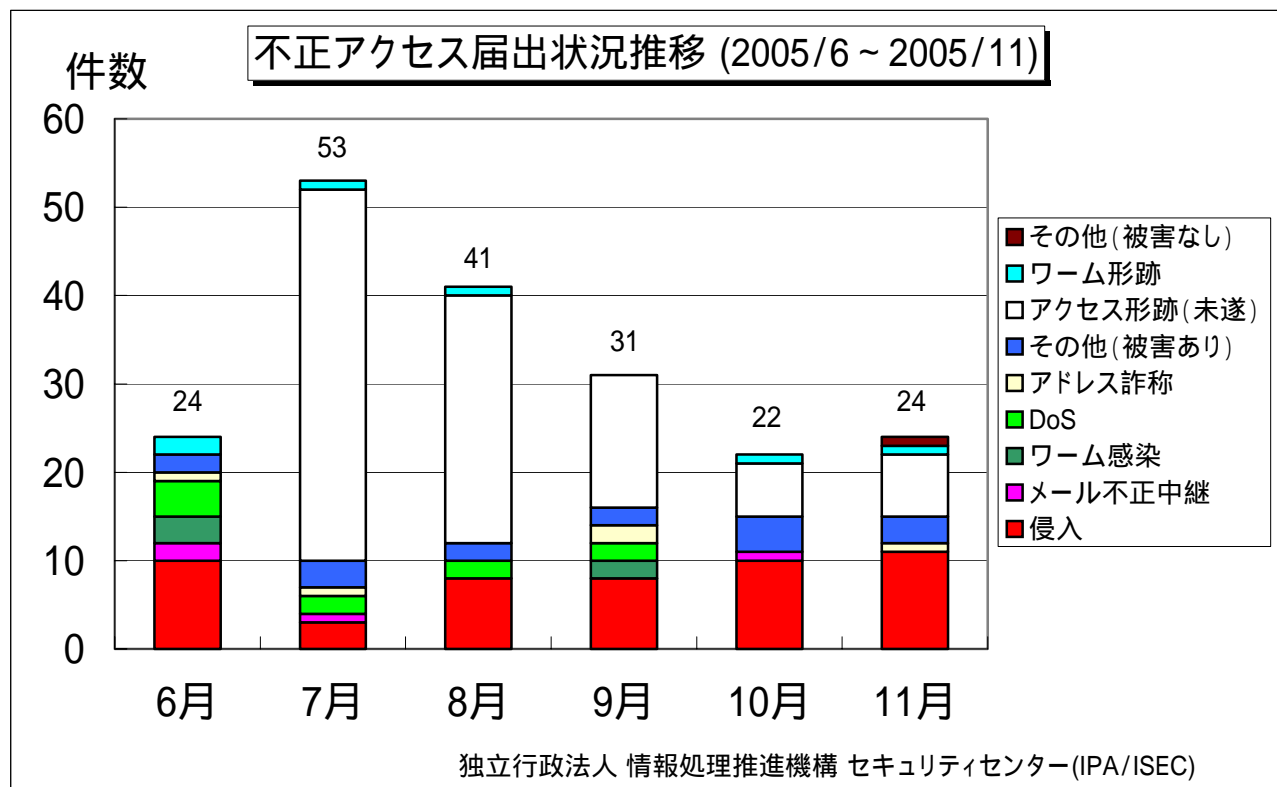


## コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2005年11月分] について

### 1. 不正アクセス届出の詳細

#### (1) 不正アクセス届出件数の月別推移



#### (2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	6月	7月	8月	9月	10月	11月
侵入	10	3	8	8	10	11
メール不正中継	2	1	0	0	1	0
ワーム感染	3	0	0	2	0	0
DoS	4	2	2	2	0	0
アドレス詐称	1	1	0	2	0	1
その他(被害あり)	2	3	2	2	4	3
アクセス形跡(未遂)	0	42	28	15	6	7
ワーム形跡	2	1	1	0	1	1
その他(被害なし)	0	0	0	0	0	1
<b>合計(件)</b>	<b>24</b>	<b>53</b>	<b>41</b>	<b>31</b>	<b>22</b>	<b>24</b>

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

### (3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、約 67%を占めています。

原因	届出件数					
	2005年11月		2005年10月(前月)		2004年11月(前年同月)	
一般法人ユーザ	3	12.5%	5	22.7%	1	3.6%
個人ユーザ	16	66.7%	10	45.5%	22	78.6%
教育・研究機関	5	20.8%	7	31.8%	5	17.9%
合計(件)	24		22		28	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

### (4) 被害原因別件数

11月に届出されたうち被害のあったもの15件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が6件、古いバージョン使用・パッチ未導入が2件、設定不備1件、などでした。

原因	届出件数					
	2005年11月		2005年10月(前月)		2004年11月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	6	40.0%	4	26.7%	0	0.0%
古いバージョン使用・パッチ未導入	2	13.3%	3	20.0%	2	25.0%
設定不備	1	6.7%	2	13.3%	3	37.5%
不明	5	33.3%	6	40.0%	2	25.0%
その他(DoSなど)	1	6.7%	0	0.0%	1	12.5%
合計(件)	15		15		8	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

## 2. 11月に掲載した脆弱性情報

11月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

#### Microsoft

- ・ Graphics Rendering Engine の脆弱性 (MS05-053)
- ・ Internet Explorer の脆弱性

#### Sun Microsystems

- ・ Java Runtime Environment に脆弱性

#### PHP

- ・ PHP に複数の脆弱性

#### Symantec

- ・ VERITAS NetBackup 5.x にバッファオーバーフローの脆弱性

## Apple

- ・ QuickTime に複数の脆弱性

## Macromedia

- ・ Flash Player に脆弱性

## RealNetworks

- ・ RealPlayer、RealOne Player にバッファオーバーフローの脆弱性

## Skype

- ・ Skype の URI ハンドラにバッファオーバーフローの脆弱性
- ・ Skype にヒープオーバーフローの脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 11 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0511.html>

### ・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

#### コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 362 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 534 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 950 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

### お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

加賀谷 / 花村 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp